

令和3年12月22日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する
法律第12条第1項に基づく届出の徹底について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡につきまして、日本医師会より通知がありました。

新型コロナウイルス感染症に関しては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等が示されているところ
です。

今般の通知は、同法第12条第1項に規定する発生届がなされないまま、新型コロナウイルス感染症患者が死亡する事例が判明したことを受け、発生届の届出徹底、届出がなされなかった場合の罰則等を情報提供するものです。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【参考・日本医師会通知ホームページ（通知文掲載先）】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

【担当】

大阪府医師会
地域医療1課 (TEL:06-6763-7012)